

令和4年度 第3回小樽市国民健康保険運営協議会 会議録

日 時	令和5年2月13日(月) 13:00~13:25
場 所	消防講堂
出 席 者	片桐会長、鈴木委員、加藤委員、桂委員、橋口委員 栗田委員、近藤委員、平山委員、藤部委員 長谷川福祉保険部次長、橋本福祉保険部主幹、津川保険年金課長、 渡部主査、庶務係長、外係員2名
欠 席 者	藤井委員、竹島委員
庶務係長	<ul style="list-style-type: none"> ・ ただ今から「令和4年度 第3回小樽市国民健康保険運営協議会」を開催いたします。 ・ 本日は、藤井委員、竹島委員が所用により御欠席でございます。委員11名中9名の御出席をいただいております。 ・ では、会議次第に従いまして、進めさせていただきます。 ・ はじめに、片桐会長から御挨拶をいただき、以降は会長に議事の進行をお任せしたいと存じます。会長よろしくお願いたします。
片桐会長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2023年、年が明けまして、最初の協議会と存じます。今年もどうぞよろしくお願いたします。 ・ それでは、これより議事に入ります。議事録署名人につきましては、被保険者代表の近藤委員、国民健康保険医代表の鈴木委員にお願いしたいと存じます。 ・ では、(1)「令和4年度 国民健康保険事業特別会計補正予算」について、説明願います。
保険年金課長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険年金課長の津川です。よろしくお願いたします。 ・ では、議題(1)「国民健康保険特別会計令和4年度補正予算案の概要」について説明いたします。 ・ それでは右肩に資料1と書いてある「令和4年度5定補正予算案の概要」をご覧ください。 ・ まず、『(1)歳出』です。「①諸支出金の増額」です。これは、令和2年度コロナ減免に対する補助金の精算により、返還金が36万8千円増額となったものです。次の「②基金積立金の増額」の前に、下の歳入を説明します。 ・ 『(2)歳入』ですが、「①国民健康保険料の減額」ですが、これは、新型コロナに係る減免及び生保や所得激減等の条例に基づ

く減免実績を基に、それぞれ1,030万円と51万8千円の、合わせて1,081万8千円を減額補正するものです。

- ・ 次に、「②道支出金」の増額1,030万円です。これは、先ほどの新型コロナに係る保険料の減免分に対する道からの特別交付金の増額です。
- ・ 次に、③「一般会計繰入金」の増額ですが、基盤安定分の確定による3,184万8千円の増や財政安定化分の確定による617万円の減などの決算見込みにより、3,009万9千円の増となっているものです。
- ・ 以上、歳入と歳出の差額、黒字額が「(1)歳出」の「②基金積立金」となり、2,921万3千円を基金積立金として形式的に予算計上するものです。
- ・ 実際の積立は、5月末まで決算額は確定しないため、例年どおり、決算額が確定した9月の第3回定例会後を考えています。
- ・ 以上、5定での補正総額は、歳出・歳入とも2,958万1千円の増額となります。
- ・ 令和4年度補正予算については以上です。
- ・ ただ今の説明で御質問等があれば、お受けいたします。
- ・ 後ほど御質問いただいてもかまいませんので、一旦ここで切りまして、質問が無いようですので、「令和4年度国民健康保険事業特別会計補正予算」については、このとおりでよろしいでしょうか。
- ・ ありがとうございます。それでは、議題(2)「令和5年度国民健康保険事業特別会計予算」について、説明願います。
- ・ では、議題(2)「令和5年度当初予算案の概要」について説明します。右肩に資料2とある「令和5年度当初予算案の概要」を御覧ください。
- ・ 令和5年度当初予算規模は、132億5,701万1千円、4年度と比較して4億5,087万5千円の減となります。
- ・ 会計規模が減少する要因は、これは被保険者数の減少によるもので、小樽市では団塊世代の75歳年齢到達が続いており、令和7年頃までこの減少傾向は続くものと思われまます。
- ・ それでは内訳ですが、まず「(1)歳出」について、「①総務費」ですが、一般管理費が職員給与費及びシステム改修費の減等により対前年度955万円の減となっているほか、保健事業費が301万円の減となっています。保健事業につきましては、次のページの右肩に「別紙1」とある資料をご覧ください。

片桐会長

保険年金課長

- ・ 特定健康診査等事業についてです。特定健診の受診率は保険者努力支援制度において受診率が評価され、場合によっては交付金の増額対象となります。小樽市の特定健診受診率は、令和2年度より早期受診キャンペーンを開始、令和3年度は自己負担無料化、その他ナッジ理論を活用した受診勧奨の取組などにより年々上昇しており、令和元年度受診率の19.6%から、令和3年度の受診率では27.5%に達し、全道平均まで0.4%差まで迫っております。健康寿命の延伸、医療費適正化、国保特会の収支改善のため受診率向上は喫緊の課題であることから、令和5年度においても受診率向上対策に取り組んでまいります。
- ・ 特定健診受診率向上事業は、これまで同様、10月までの早期受診者全員及び11月以降の受診者から毎月抽選で20名に1,000円分のQUOカードを進呈するほか、令和4年度からモデル事業に参加している北海道及び北海道国保連合会のデータ受領（みなし健診）事業に令和5年度も参加します。さらに、受診率向上のため、未受診者への電話勧奨を委託して実施します。
- ・ 特定保健指導業務は、利用率向上のため、特定保健指導利用者に対し健康グッズを贈呈するほか、ICTを活用した特定保健指導の委託を実施します。
- ・ 保健事業推進事業費については、糖尿病性腎症重症化予防事業では、厚労省の大規模実証事業は令和4年度で終了のため、委託していた未受診者・中断者への電話勧奨を令和5年度は自前で実施します。
- ・ そのほか、予算には見えてきませんが、令和5年度の取組として「データヘルス計画の更新」を行います。データヘルス計画とは、医療情報（レセプト）や健診結果の情報等のデータ分析に基づき、PDCAサイクルで効率的・効果的な保健事業を実施する取り組みで、平成27年度からすべての健康保険組合に実施が義務付けられており、令和6年度が第3期データヘルス計画の開始年度となります。それではまた、前のページに戻ります。
- ・ 次に（1）歳出の「②保険給付費」については、先ほど説明したとおり、被保険者数の減により減少となりますが、一人当たり医療費は増と見込んでおります。トータルでは対前年度5億4,334万円の減です。
- ・ 「③国保事業費納付金」については、北海道が実施した確定計数本算定の結果を基に計上しています。保険給付費の増、交付金の減、後期高齢者支援金の増等の理由により、道国保が各市町村か

ら徴収する納付金が大きく増加となっています。この部分は、次に説明する保険料の算定にも大きな影響を与えています。

- ・ 続きまして「(2) 歳入」ですが、「①国民健康保険料」は、3 ページ目、右肩に別紙 2 とある資料をご覧ください。
- ・ ポイントは 2 点、北海道へ支払う納付金の増と保険料賦課割合の見直しとなります。
- ・ まず、納付金の増です。平成 30 年度の国保財政運営の都道府県化に伴い、市町村は道に納付金を払い、道は各市町村の医療費見合いの交付金を支払う形となっていますが、その令和 5 年度の納付金について、道は医療費の増加や国からの交付金の減少を理由に、大幅な引き上げを通知してきました。総額で 28 億 5,208 万 5 千円と対前年度 1 億 2,876 万円の増加、令和 3 年度に交付されている基金へ積み立てていて、令和 5 年度に道へ納付する 7,633 万 6 千円を引いた調整後の額でも、27 億 7,574 万 9 千円と対前年度比 5,242 万 4 千円の増となり、単純に被保険者数で割った 1 人当たりの負担額で、7,708 円の増となります。
- ・ 次に、その下の保険料率賦課割合の見直しですが、北海道国保運営方針により、令和 12 年度までに段階的に標準保険料率賦課割合に近づける必要があり、小樽市では令和 3 年度に応能割から応益割に 11 ポイント賦課割合を変更し、令和 4 年度は 2 ポイント賦課割合を変更しました。今後、令和 5 年度から令和 12 年度までの 8 年間で 9 ポイント所得割を下げ、均等割・平等割を引き上げる必要があります。
- ・ この 2 点から、令和 5 年度の保険料については、賦課割合を、「45:32:23」から「43:33:24」に変更したいと考えています。賦課割合については令和 5 年第 1 回定例会で条例改正予定です。
- ・ そして、保険料引下げ及び激変緩和のため、5,000 万円の基金を投入したいと考えています。基金を投入せず納付金の増をそのまま保険料に反映させた場合、令和 4 年度当初予算時と比べて一人当たり保険料は 6,400 円の増となりますが、基金 5,000 万円の投入により、3,900 円の増に圧縮することができます。次のページは、予算の料率と 1 人当たり保険料の推移の表です。
- ・ なお、基金残高については、6 ページに国保基金の状況を示しております。令和 3 年度決算において実質的な黒字が約 1 億円あったこともあり、保険料軽減のために 5,000 万円を繰り入れたとしても令和 5 年度末で 2 億 3,600 万円程の残高を想定しています。

- ・ 参考まで、昨年の令和 4 年度予算編成時での 5 年度末基金残高の見込みは、約 1 億 6,000 万円で、基金残高的には決して十分とはいえないまでも、悪化はしておりません。
- ・ 3 ページ目の下段、その他の制度改正についてですが、賦課割合の変更以外に、賦課限度額の見直しとして後期高齢者支援金分で 2 万円の引き上げ、軽減判定基準額の引上げ、出産育児一時金を 42 万円から 50 万円に引き上げを予定しており、保険料算定に反映しています。内容は、議題 3「条例改正」の中で説明いたします。
- ・ また資料 2 の最初のページに戻ります。「(2) 歳入」の「②国庫支出金」は、出産育児一時金が増額されることに伴い、5 年度に限り、1 件につき 5,000 円が補助されるものです。5 年度の国保の被保険者の出産件数を 48 件と見込んでいます。
- ・ 「③道支出金」については、右側にも記載がありますが、歳出の保険給付費と同額が道支出金として交付されるため、連動して減額となっています。
- ・ 「⑤繰入金」につきましては、一般会計からの繰入金については、基盤安定分などのいわゆるルール分を繰り入れています。基金からの繰入金につきましては、保険料のところでもご説明したとおり、保険料激変緩和分として 5,000 万円を投入するものです。
- ・ これらの補正予算案、新年度予算案につきましては、まもなく始まる議会、令和 5 年第 1 回定例会で審議される予定となっております。説明は以上です。

片桐会長

- ・ ただ今の説明について、御質問等がありますでしょうか。
- ・ 出産育児一時金の出産件数 48 件というのは、48 件の出産があったという計算でよいか。

保険年金課長

- ・ そういう計算です。

片桐会長

- ・ 1 年間に国保加入者世帯のうち、48 人しか赤ちゃんが生まれないということか。

保険年金課長

- ・ 予算上はそういうことになります。国民健康保険は高齢の加入者が多いので、若い方が社会保険に加入しているのに対し、国民健康保険の主流は 65～75 歳くらいの方が多いという事情もございます。

片桐会長

- ・ 「令和 5 年度国民健康保険事業特別会計予算」については、よろしいでしょうか。
- ・ ありがとうございます。それでは、議題 (3)「その他」について、

説明願います。

- ・ 議題の 3 つ目「その他 国保条例改正について」御説明いたします。
- ・ それでは、資料 3「小樽市国民健康保険条例の一部を改正する条例案」の概要を御覧ください。
- ・ 今回の改正の内容は 5 項目となっています。
- ・ 「1 改正要旨」は省略させていただきます、次の「2 改正内容」で説明したいと思います。
- ・ 「2 改正内容」です。一つ目の項目、「出産一時金の支給額引き上げに係る改正」ですが、健康保険法施行令の一部改正に準じ、出産育児一時金等の支給総額を 42 万円から 50 万円に引き上げに伴い、産科医療保障制度における掛金の額 1 万 2 千円を除いた、小樽市国民健康保険条例第 7 条の出産育児一時金について「40 万 8,000 円」を「48 万 8,000 円」に引き上げるものです。
- ・ 次に二つ目の項目、「保険料賦課割合の変更」については先ほど説明したとおりです。
- ・ 次に三つ目の項目、「後期高齢者支援金等賦課限度額の改定」についてですが、国民健康保険法施行令で定められている賦課限度額の基準、いわゆる法定限度額が引き上げられることから、小樽市においても限度額を表にあるとおり、後期高齢者支援金等分を 2 万円引き上げるよう改正するものであります。
- ・ 次に四つ目の項目、「低所得者の国民健康保険料の軽減措置の対象となる世帯の軽減判定所得の見直し」ですが、資料の図の左側、「<現行>」の方を御覧ください。先ほど、二つ目の賦課割合の変更の部分で、保険料は「応能分」と「応益分」の合計であることをお話しましたが、低所得者に対しては、この「応益分」について、世帯の所得に応じて 7 割、5 割又は 2 割を軽減する措置があります。
- ・ 今回の改正は、国が経済動向などを踏まえ 5 割軽減と 2 割軽減の対象となる世帯の軽減所得の判定基準を引き上げたことから、本市の条例においても同様に所得判定基準の引き上げを行うものです。
- ・ 改正内容は、図の下、点線枠にあるとおり、<現行>の 5 割軽減の基準は、世帯の所得が、「基礎控除額 43 万円」プラス「28 万 5 千円」掛ける「被保険者数」となっていますが、これを右の枠、<改正後>は、「28 万 5 千円」の部分「29 万円」に引き上げる、また、2 割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において

は、被保険者の数に乗ずるべき金額を、「52万円」から「53万5千円」に引き上げるものです。

- 最後に五つ目の項目、「その他所要の改正」についてですが、一つ目が普通徴収に係る保険料の納期について、これまで、毎月1日から末日までとしているところ、納付通知書等による納付額の通知を1日に行うことができないため、納付通知書等を送付した月の納期を当該納付通知書等が送達された日から末日までとするものです。
- そして二つ目が、特例対象被保険者等に係る届出における提示書類として、雇用保険受給資格通知を用いることを可能とするものです。
- 次に、「3 施行期日」ですが、「令和5年4月1日」としております。説明は以上です。
- ありがとうございます。条例の改正につきまして、何か御質問等ありますでしょうか。
- 本日本日予定しておりました議題は終了いたしました。委員の方から御意見御質問等ありますでしょうか。
- 今回の件ではないですが、前回の予算の話で、後発医薬品を使っていない方へジェネリックを使うようにという内容の通知を行っているかと思えます。私も通知をいただいておりますが、薬局の方にお聞きしたら、現在まだジェネリックが十分に行き渡っていないので、そういう中で通知をするのはどうなのか？という疑問を持ったものですから、正常になるまで何年かかかると先日報道もされておりましたので、落ち着いてから改めてとか、現状についてお考えいただいたほうがいいのではと思います。
- ありがとうございます。レセプト等から分析して、ジェネリックの中でも一番安いものを使うとこれくらいの金額になるといった通知になりますが、北海道の国民健康保険連合会で全道的に統一して一連のルールに当てはめてやっている形になります。なので、小樽市だけで変えることはなかなかできないですが、御意見があったことは北海道の国保連合会の方に伝えさせていただきます。御理解のほどよろしく願いいたします。
- 御意見ありがとうございます。他に何かありますでしょうか。
- 特に無いようですので、以上をもちまして、国民健康保険運営協議会を終了いたします。ありがとうございました。

片桐会長

平山委員

保険年金課長

片桐会長

以上